

## 5 説明事項

### (1) 北広島市地域福祉計画

#### 1. 現在の計画について

- ・ 現在の計画は、平成27年度から平成32年度までの6カ年計画であり、本市の福祉関連施策を総合的に推進するための基本となるものです。

そのため、高齢者、障がい者、児童、健康などの個別計画における地域福祉や市民参加などと連携の求められる施策、共通の理念で結ばれる取り組みは、地域福祉計画の中で統合化するとともに施策の連携を図ることとしています。

#### 基本目標

- 1 市民のニーズに応えた適切なサービスの提供
- 2 現状に対処した福祉事業のさらなる展開のために
- 3 地域福祉活動への市民の主体的な参加の促進
- 4 その他の地域福祉の発展に向けて
- 5 災害時に支援が必要な人を支援できる体制づくり

#### 2. 計画の見直しについて

少子高齢化、人口減少社会が進展する中で、地域で課題を解決していくという地域力、互いに支え合い共生していけるような地域の福祉力が脆弱になりつつあります。また、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加などにより、家庭の機能も変化しつつあります。そのような中で、個人あるいは世帯の中で複数の課題を有していたり、課題が深刻化・複雑化するなど、社会的孤立や制度の狭間などの課題が表面化しています。このような多様な課題に対しては、公的サービスだけでは対応が困難になっており、地域における多様な生活ニーズへの的確な対応を図るには、地域住民、民間事業者、社会福祉法人、行政といった多様な構成員が協働し、地域全体で支え合っていくことが求められています。

現計画は、平成32年度が終期となり、必要に応じて3年目である平成29年度に見直しを行うこととしています。当初策定された基本理念・基本目標・基本施策等に関しては、高齢者、障がい児・者、児童等の福祉において取り組むべき

内容等を含んでおり、社会福祉法における計画に定める事項を盛り込んだものになっていることから、現在のところ大きな見直しは必要ないと考えています。

ただし、制度改正や他の個別計画との整合性などで必要な場合は見直しを検討いたします。

### 3. 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画に位置づけられるものです。

・市町村地域福祉計画で定めるべき事項（社会福祉法第107条）

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### 4. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年から平成32年までの6年間となっており、市の総合計画や他の保健福祉諸計画と整合性を図るものとしています。